

高額介護サービス費等支給の上限額

下記の表の上限額を超えた分を、高額介護サービス費として支給します。
福祉用具購入費、住宅改修の1割または2割負担や、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等は含まれません。

段階	世帯の別		上限	
			世帯合計	個人
1	生活保護受給者の方		15,000円	15,000円
	2	市民税世帯非課税	高齢福祉年金受給者の方	
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方				
上記以外の方			24,600円	
4	市民税世帯課税者・市民税本人課税者の方	年金収入280万円以上（個人） 2割負担	44,400円 ※ 1割負担の被保険者のみの世帯は緩和措置がありません	
		年金収入280万円以下（個人） 1割負担		
	医療保険制度における現役並み所得者相当の方※		44,400円	

※ 3年間に限り「年間の利用者負担限度額（446,400円）」が設定されました。

これは現在の年間負担最大額（37,200円×12か月＝446,400円）を維持する軽減策です。